

守る会ホームページ！！ <http://shirakawa-go.com/~ogimachi>

ねそ

白川郷荻町集落の自然環境を守る会 発行 平成21年 9月号

9月1日より大型車両公安規制スタート！！

4月より村道荻町中央幹線の大型車両通行規制が自主規制として行われていましたが、9月1日より警察の公安規制として新たにスタートしました。区間はJA白川支店前から基太の庄前の道路で、午前9時から午後4時までの時間帯（毎日）となります。対象車両は大型車両で、バスの場合は定員30人以上の車両が対象となります。基本的には路線バスを除く規制時間内での大型観光バスの通行はなくなることとなり、世界遺産にふさわしい景観や住民・観光客の安全がより保てる道路となりました。

さて、荻町集落は、合掌造りと農山村の景観が日本を代表する文化のひとつとして認められ世界遺産に登録されました。そして、世界遺産の中に今も住民が住み続けているという大きな特色もっています。私たち荻町住民はそのことを誇りに思うとともに、ご先祖様からお預かりしたこれらの宝を、子や孫の代へとしっかり継承していく大きな責任を担い、日々の生活を送っています。

交通規制は、生活道路に不便をもたらす難しさを秘めています。また、観光営業に支障をきたす等のマイナス面もっています。しかし、住民が選択した車両規制の方向は、世界遺産に生活しながら、世界遺産の景観を守り、世界遺産を地域振興（観光業）に活かすための適切かつ勇気ある決断であり、後世に誇れる第一歩であったと評価されることでしょう。

保存と活用、生活と保存を考えたとき、私たちは交通問題以外にも多くの課題を残しています。その解決には、世界遺産があつての荻町であり白川郷であること、後世に継承しなければならない貴重な宝であるという認識に立ち続けることが重要であると考えます。車両規制に踏み切った決断を途切れさすことなく、これからも様々な問題と積極的に対峙し解決していきける住民でありたいと思っています。それらの問題を解決できるのは、世界遺産に生きる私たちなのですから。 [文責：和田]



[南口に立てられた予告看板]



[基太の庄前に立てられた規制看板]



[農協前に立てられた規制看板]



[北口交差点に立てられた予告看板]

景観を守る自主的な取り組み！！……

集落内を散策すると、多くの方々の気配りや努力で集落の景観が保たれていることがわかります。露出した石油タンクやパラボラアンテナを茶褐色に塗る。ガスボンベやメーター類を木箱で覆う。土産物看板の自主的撤去。白川郷の景観にあった看板を工夫。土産物を外へ並べない信念をつらぬく営業者。車止めのコーンを木製の柵に変更。花壇の造作や雑草の除去。壊れかけた仮設小屋の自主的撤去。ゴミ拾い。休耕地の復元。稲のハサ架けの継続。挙げるときりがない多くの配慮の中で荻町の景観が保たれてきているのです。もちろん、伝建地区としての景観保存基準や守る会のガイドラインに準じて保全に努める部分もありますが、住民相互の美しい景観を守ろうとする自主的な取り組みがあって今があるのだと痛切に感じています。「荻町の景観をよくするのは荻町住民の意識にかかっている。外部の圧力や罰則を科さないと守れないのであるとしたら、世界遺産に住む住民としての価値が失われてしまう。そうしなくても守ってきたところに荻町のよさがあり、それが世界遺産白川郷を支えているのだ。」7月に開催した荻町合掌集落の景観に関する懇談会で板並会長が述べた意見です。この考えをスタンスとし働きかけを進めていくことが守る会の役割であると考えています。景観保全への高い意識をもち努力くださる多くの住民に感謝！感謝！！です。

守る会HPや会報「ねそ」の有効活用を……

守る会のHPが合掌財団の支援のもとに稼働しています。多忙を極めなかなかリニューアルできないのですが、最新号から過去3年間の「ねそ」がPDFファイルで掲載され、ダウンロードし印刷できるところが大きな売りとなっています。HPや「ねそ」を通して荻町区民の努力や現状、世界遺産に関する情報を多くの方々に理解していただけることは、とても意義あることであると考えています。また、村内他地区の方々にも活用いただけるようPRに力を入れHPや「ねそ」の更なる充実にも努めたいと考えています。周知PRにご協力いただきますとともに、ご意見ご要望がありましたら、守る会委員・役員にお寄せ下さい。 [文責：事務局]

守る会の活動指針（国際フォーラム白川郷宣言より）

- (1) 隣人にやさしい心豊かで安全な共同生活のいっそうの充実
- (2) かけがえのない美しい文化遺産の保全と未来への確かな継承
- (3) 国内外の人々との文化交流を通して友好の輪の拡大

＝ 8月の活動報告 ＝

8月 1日 県内高校放送部取材協力

8月 10日 8月定例会（旧寺口家にて）

8月 12日 ねそ8月号配付（事務局）

8月 27日 町並みゼミ原稿送付

8月 31日 水田の管理等

（夏休み中に、旧寺口家は守る会で、旧松井家は白川BOXで観光客への公開を行いました。）

[10月の定例会は8日（木）公民館にて開催を予定しています。]

＝ 区民の皆様へ ＝

建物や土地などの現状を変更する場合は許可が必要です。必ず現状変更申請をして下さい。申請書は守る会定例会の2週間前までに、各組委員に内容を説明の上、委員又は財団に提出して下さい。このことは、遺産の保全と未来への継承のためとても重要なことです。皆様のご理解ご協力をお願いします。

☆ 9月の協議事項（現状変更申請に関わって） ☆

****… 自宅東側壁張り替え

****… 自宅背面側落屋開口部位の変更

****… 自宅落屋の改修増築と車庫部分除去

****… 自宅北面落屋解体改修